

石川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	16,225	8,165,044	454,093	1,358,141	16.6	17.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

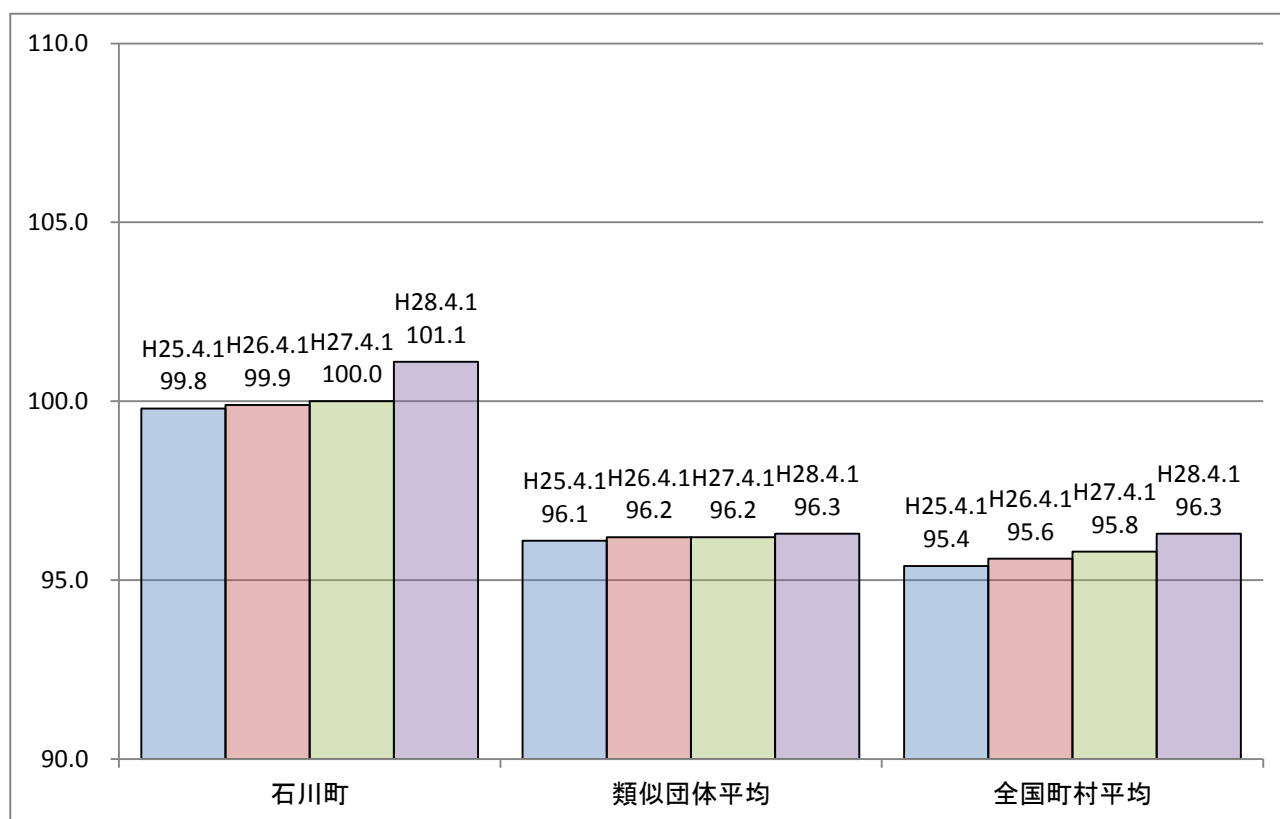
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	124	500,447	62,310	191,609	754,366	6,084	5,602

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成（経験年数階層）に変動があったため。
 今後も、県内の民間企業の給与の実態を反映した福島県人事委員会勧告を踏まえながら、給与水準の適正化を図っていきます。

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していない

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.17

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月 4.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、福島県に準拠して平均1%引下げ。

若年層については、最高で1.4%の引上げ。高齢層については、最高で3.0%引下げ。

激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)及び(実施時期) 該当なし

(参考)

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合(H30.4.1)	平成28年度の支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
石川町の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国県と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

(6)特記事項

- ・特別職 給料の一定割合(町長15%、副町長、教育長10%)を平成27年9月まで削減
※給料削減額の6ヶ月相当分を各期の期末手当より減額
- ・一般職 超過勤務の抑制

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(28年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
石川町	41.7歳	321,602円	374,506円	345,726円
福島県	42.7歳	331,000円	416,157円	361,628円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	41.6歳	307,088円	353,782円	329,459円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
石川町	57.4歳	8人	376,913円	412,763円	387,409円	-	-	-	-
うち支援員	57.0歳	5人	377,380円	374,506円	383,772円	-	-	-	-
福島県	54.3歳	243人	356,000円	397,364円	373,969円	-	-	-	-
国	50.4歳	2,876人	287,447円	-	329,358円	-	-	-	-
類似団体	48.8歳	9人	287,016円	310,283円	297,782円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値の比較）		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
石川町	6,507,662円	-	-
うち支援員	6,777,266円	-	-

*技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

*年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」データは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		石川町	福島県	国
一般行政職	大学卒	188,400円	188,400円	176,700円
	高校卒	153,200円	153,200円	144,600円
技能労務職	高校卒	144,100円	150,800円	-
	中学卒	130,900円	142,300円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

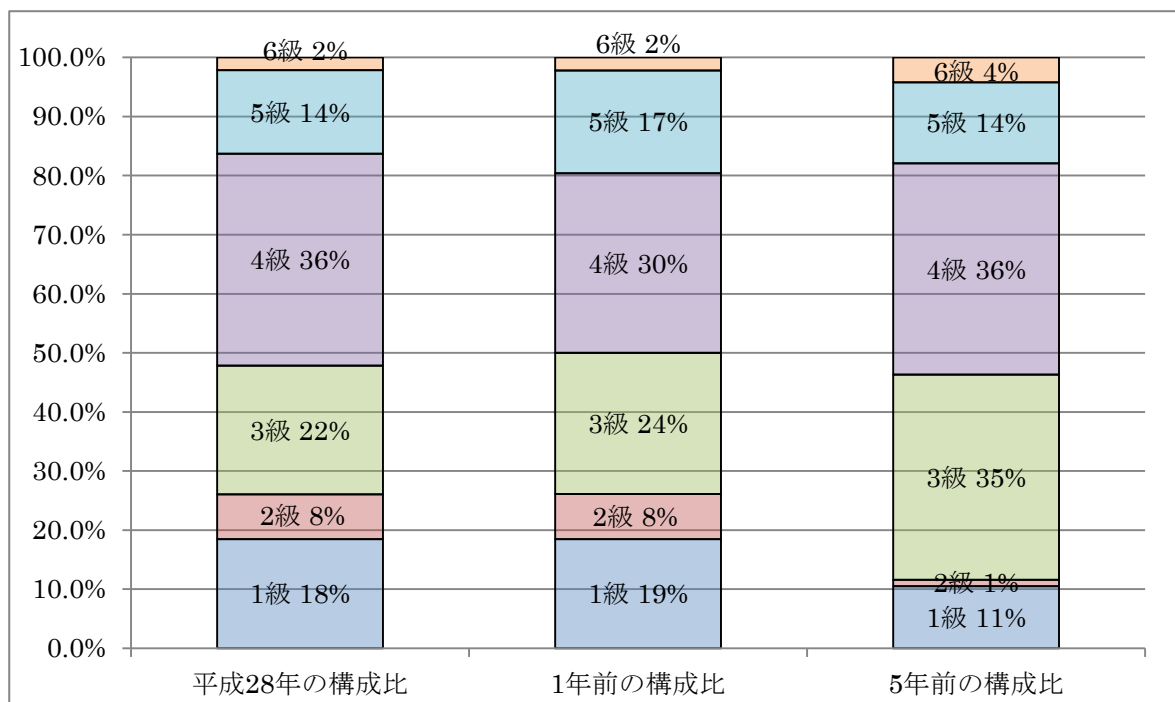
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	300,400円	369,800円	391,500円	404,200円
	高校卒	257,000円	338,700円	371,700円	388,600円
技能労務職	高校卒	-円	-円	-円	369,900円
	中学卒	-円	-円	-円	-円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	17人	18.5%	144,100円	252,900円
2級	主事	7人	7.6%	195,800円	311,100円
3級	係長、主査	20人	21.7%	232,600円	358,200円
4級	課長補佐、主任主査	33人	35.9%	267,000円	394,900円
5級	課長、主幹	13人	14.1%	294,200円	406,900円
6級	課長	2人	2.2%	325,800円	424,100円

- (注) 1 石川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける適用	石川町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

石川町	福島県	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1,587千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,718千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.40)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.40)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	石川町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

石川町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)		
1人当たり平均支給額	21,860千円				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 勸奨・定年のうち勸奨について、国では平成25年10月31日をもって従来の勸奨退職を廃止し、同年11月1日から応募認定退職を導入している。

(3) 地域手当（28年4月1日現在） 制度なし

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		— %		
手当の種類（手当数）		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫 作業手当	右記業務に従事し た職員	感染症等防疫作業 に従事した場合	千円 —	日額 290円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	17,563千円
職員1人当たり平均支給年額 （27年度決算）	189千円
支給実績（26年度決算）	21,511千円
職員1人当たり平均支給年額 （26年度決算）	224千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者：13,000円 子等：6,500円 子(16歳年度初め～22 歳年度末)加算：5,000 円	同じ		11,244千円	197,263円
住居手当	(借家・借間) 月額9,500円を超える 家賃を支払っている職 員に対し100円から27, 000円	異なる	月額家賃 (支給対象 額)	1,612千円	322,400円
通勤手当	(交通機関等利用者) 63,000円まで全額、63, 000円を超えた場合そ の超えた額の2分の1 の額を63,000円に加え た額 (交通用具利用者) 通勤距離に応じて2,40 0円から46,500円(2km 以上)	異なる	(交通機関 等利用者) 支給限度額 (交通用具 利用者) 支給額、支 給限度額	6,701千円	73,637円
管理職手当	(課長の職にある職員) 給料月額×12/100 (課長補佐の職にある職員) 給料月額×6/100	異なる	支給区分、 支給額	11,203千円	373,433円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
宿日直手当	(宿直) 1回につき7,500円 (日直) 1回につき4,800円 5時間未満の場合2,400円	異なる	支給額	4,171千円	36,911円
管理職員特別勤務手当	(課長の職にある職員) 勤務1回につき6,000円 (課長補佐の職にある職員) 勤務1回につき4,000円	異なる	支給区分、 支給額	414千円	17,250円
寒冷地手当 (4級地)	(世帯主である職員) 扶養親族あり17,800円 その他の職員10,200円 (その他の職員) 7,360円	同じ		7,086千円	56,688円

5 特別職の報酬等の状況(28年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	798,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長	639,000円	850,000円/543,200円	
報 酬	議 長	320,000円	375,000円/230,000円	
	副 議 長	252,000円	310,000円/180,000円	
	議 員	235,000円	290,000円/157,000円	
期 末 手 当	町 長	(27年度支給割合)		
	副町長	3.10月分		
退 職 手 当	議 長	(27年度支給割合)		
	副 議 長	3.10月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給料月額×在職月数×支給率(48/100)	18,385,920円	任期毎
	備 考	" (29/100)	8,894,880円	"

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

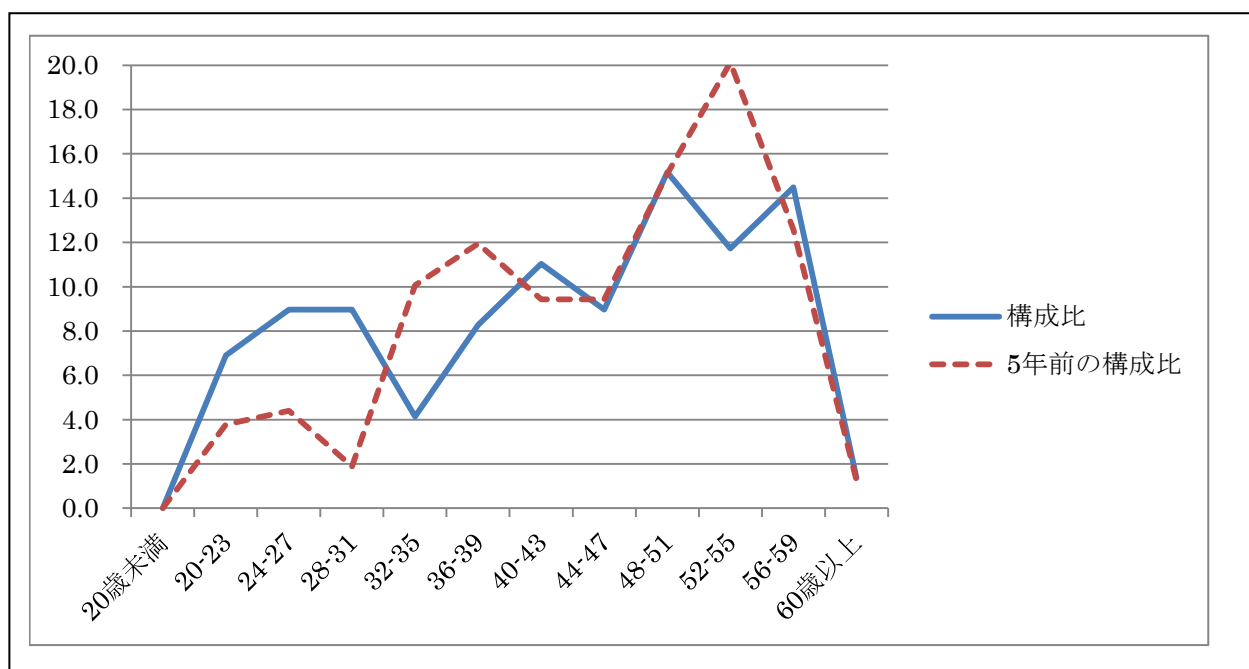
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	31	31	0	
		税務	9	9	0	
		農水	10	10	0	
		商工	3	3	0	
		土木	8	8	0	
		民生	37	35	▲2	介護保険制度改正のための業務執行体制見直し 老人ホーム支援員退職による減
		衛生	10	10	0	
		小計	110	108	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数66.56人 (類似団体の人口1万人当たり職員数74.98人)
	教育部門	14	15	1	歴史文化基本構想策定業務のための職員数増	
小計	124	123	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数75.81人 (類似団体の人口1万人当たり職員数91.63人)		
公営企業等会計部門	水道	8	8	0		
	その他	14	14	0		
	小計	22	22	0		
合計		146 [234]	145 [234]	▲1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数89.37人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	10人	13人	13人	6人	12人	16人	13人	22人	17人	21人	2人	145人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		116	113	111	114	110	108	▲8(▲6.9%)
教育		21	19	15	15	14	15	▲6(▲28.6%)
消防		—	—	—	—	—	—	—(—%)
普通会計計		137	132	126	129	124	123	▲14(▲10.2%)
公営企業等会計計		22	22	22	22	22	22	0(0%)
総合計		159	154	148	151	146	145	▲14(▲8.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	194,503	50,867	44,168	22.7	23.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 水道事業平 均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	7	29,219	3,633	11,316	44,167	6,310	6,190

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

「1 総括」中、「(6) 特記事項」に記載のとおり

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
石川町	43.6歳	351,343円	517,953円
団体平均	44.7歳	346,797円	514,785円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

石川町	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額 (27年度) 1,616千円	1人当たり平均支給額 (27年度) 1,587千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.40)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.40)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（28年4月1日現在）

石川町			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (割増率2%~20%)			定年前早期退職特例措置 (割増率2%~20%)		
1人当たり平均支給額		一千円	1人当たり平均支給額		21,860千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

制度なし

エ 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		— %		
手当の種類（手当数）		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫 作業手当	右記業務に従事し た職員	感染症等防疫作業 に従事した場合	千円 —	日額 290円

オ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	454千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	91千円
支給実績（26年度決算）	435千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	109千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者：13,000円 子等：6,500円 子(16歳年度初め～22歳年度末)加算：5,000円	同じ		1,019千円	203,800円
住居手当	(借家・借間) 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員に対し100円から27,000円	同じ		296千円	296,400円
通勤手当	(交通機関等利用者) 63,000円まで全額、63,000円を超えた場合その超えた額の2分の1の額を63,000円に加えた額 (交通用具利用者) 通勤距離に応じて2,700円から52,500円(2km以上)	同じ		437千円	109,200円
管理職手当	(課長の職にある職員) 給料月額×12/100 (課長補佐の職にある職員) 給料月額×6/100	同じ		876千円	438,084円
宿日直手当	(宿直) 1回につき7,500円 (日直) 1回につき4,800円 5時間未満の場合2,400円	同じ		—	—
管理職員特別勤務手当	(課長の職にある職員) 勤務1回につき6,000円 (課長補佐の職にある職員) 勤務1回につき4,000円	同じ		—	—
寒冷地手当 (4級地)	(世帯主である職員) 扶養親族あり17,800円 その他の職員10,200円 (その他の職員) 7,360円	同じ		547千円	78,143円